

〇●〇●〇 「資格情報のお知らせ」の交付について 〇●〇●〇

令和6年12月2日から現行の健康保険証（以下、保険証）は新規に発行（再交付も廃止）されなくなり、原則、健康保険証として利用登録したマイナンバーカード（以下、マイナ保険証）へ移行します。但し、2024年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、最長1年間（2025年12月1日まで）使用可能です。マイナ保険証のご利用にあたり健保にマイナンバーを登録されている方に「資格情報」を送付させていただきます。

「資格情報とは

マイナ保険証を持っている人が、自分が加入する健康保険組合などの情報を把握するためのものです。マイナ保険証の券面には、現行の保険証にはある保険情報の記載がありません。資格情報のお知らせは、A4判の書面で、保険証の番号などが印字されています。氏名や保険情報（健保組合名・記号・番号等）が書かれた部分を切り離して使えます。「資格情報通知書」とも呼ばれます。

「資格情報送付と配布

現行の健康保険証からマイナ保険証への移行にあたり、日本NCR健保は、厚生労働省からの通達に基づき、令和6年10月末頃までに「資格情報のお知らせ」を下記により加入者の皆様（マイナンバーの届出のある方）にお届けします。

「資格情報確認と保管のお願い

今回お送りする「資格情報のお知らせ」がお手元に届きましたら、大変重要なお知らせになりますので加入者の皆様に必ず開封していただき、同封の説明資料を含め必ず一読、ご確認いただき記載内容に誤りがないか確認をお願いします。

表示内容に誤りがある場合は、健康保険組合までご連絡ください。

※資格情報はマイナンバーの下4桁が印刷されています

※「資格情報のお知らせ」では、医療機関等を受診することはできません

┌ 資格情報の送付について

■目的：安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただくため
通知書に記載されたマイナンバー下4桁とお手元のマイナンバーの
下4桁を照合し、誤りがないか確認頂くため

■対象者：令和6年9月末時点の日本N C R健康保険組合の被保険者と
被扶養者

※マイナンバーの届出がある方が対象です。

※令和6年10月以降に加入された方には、12月にお届けする予定です

■お届け方法：事業主経由で送付させていただきます

※任意継続の方は、健康保険組合に登録しているご住所へ郵送いたします

また、被保険者分と被扶養者分をまとめて世帯単位で封筒に入れて
お届けします。

この「資格情報のお知らせ」は、令和6年12月2日以降健康保険証廃止後に
健康保険組合への各種保険給付の手続き（記号・番号の記入）やマイナ保険
証が使えない医療機関や読み取りができない時に、マイナンバーカードと「資格
情報のお知らせ」を提示することで受診が可能ですので、大切に保管してください。

■発行：日本N C R健康保険組合 HP <http://www.ncrkenpo.or.jp>

■住所：〒104-0033 東京都中央区新川 1-21-2

■発行日：2024年10月22日

■お問い合わせ

・Mail HIA.JP@ncrkenpo.or.jp ・Tel 03-5244-9800 ・Fax 03-5244-9383.
